

令和7年度 十津川紀の川直轄管理事業
大迫ダム背水対策及び流木処理工事

特 別 仕 様 書
(案)

近 畿 農 政 局
南 近 畿 土 地 改 良 調 査 管 理 事 務 所

項 目	内 容	備 考
第1章 総則	令和7年度 十津川紀の川直轄管理事業 大迫ダム背水対策及び流木処理工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、十津川紀の川直轄管理事業において管理される大迫ダム湖内の背水対策（堆積土砂搬出）及び流木処理を行うものである。	
2. 工事場所	奈良県吉野郡川上村入之波、東川、伯母谷地内	
3. 工事概要	本工事の概要は、次のとおりである。 1) 背水対策工（堆積土砂搬出） 1式 2) 流木処理工 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。 ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている140日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式1と併せて、休日を確保していることや適切な工程による工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。 工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 全体工期：契約締結日の翌日から令和8年3月10日（工事完了期限日）まで ※工事完了期限内における工期の変更については、受注者から変更理由が記載された書面での協議を行うこと。 また、工事実績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限		
（1）ダム貯水位	ダム貯水位は令和7年11月初旬から令和8年2月下旬まで、EL=390.0m以下に維持することを想定しており、上記期間のうちに現場作業（堆積土砂搬出、流木処理）を行わなければならない。 なお、気象条件等により、異なる水位となった場合は監督職員と協議するものとする。	
2. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等13日（月平均）を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、年末年始を含んでいる。	

項 目	内 容	備 考																								
3. 施工しない日及び時間帯	施工しない日は原則、土曜日及び日曜日、年末年始休暇（12月29日～1月3日）とする。 ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。 施工しない時間帯は原則、平日の午後5時から翌日の午前8時までとする。 なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日及び時間帯においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																									
第4章 現場条件																										
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、共通仕様書第1編第3章第3節 3-3-1 に示す礫質土を想定している。																									
2. 関連工事	本工事に関連する工事として次に示す工事を予定しているため、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 大滝管内維持作業（施工時期：令和7年6月15日～令和8年3月31日（堆積土砂運搬予定時期：令和7年11月頃））																									
3. 第三者に対する措置																										
（1）一般交通の確保	1）機械器具の輸送及び土砂、流木の搬出のため公道を使用する場合は、一般の通行に留意し通行に支障を与えないものとする。また、林業等の作業車、地域住民や釣り等の一般車両が通行する場合、一般車両を優先するよう配慮すること。 2）ダンプトラック等工事用車両の通行により、公道を汚さないように注意すること。汚した場合は受注者において速やかに清掃をしなければならない。																									
（2）保安対策	1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。																									
	<table><tr><th>配置場所</th><th>交通誘導警備員</th><th>編成</th><th>昼夜別</th><th>交替要員の有無</th><th>配置時期</th></tr><tr><td>国道169号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>堆積土砂運搬時 流木運搬時</td></tr><tr><td>県道大台大迫線における入之波大橋との合流地点（川上村入之波）</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>堆積土砂運搬時</td></tr><tr><td>県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）</td><td>1名/日</td><td>1名</td><td>昼間</td><td>無</td><td>堆積土砂運搬時</td></tr></table>	配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	配置時期	国道169号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時 流木運搬時	県道大台大迫線における入之波大橋との合流地点（川上村入之波）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時	県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時	
配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交替要員の有無	配置時期																					
国道169号線と県道大台大迫線の合流部地点（川上村伯母谷）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時 流木運搬時																					
県道大台大迫線における入之波大橋との合流地点（川上村入之波）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時																					
県道国栖大滝線における吉野川河川内進入路との合流地点（川上村東川）	1名/日	1名	昼間	無	堆積土砂運搬時																					
（3）交通対策	工事場所までは国道169号線より県道大台大迫線（大迫ダム湖左岸道路）を通ることを想定している。県道大台大迫線に架かる橋梁の重量制限は14tである。																									
（4）工事用道路	流木処理地点のダム湖内進入路は、既設の進入路を使用するものとする。なお、地耐力不足等により進入が困難な場合は監督職員と協議するものとする。																									
（5）汚濁処理対策	工事施工による汚濁水を直接河川等に流下させないように十分注意して施工しなければならない。																									

項 目	内 容	備 考															
(6) その他	工事においては、一般の通行に支障をきたさないよう受注者の責任において維持管理を行わなければならない。また、道路構造物及び第三者に損害を与えた場合には受注者の責任で処理するものとする。 道路使用については、善良な使用にも関わらず路面等の補修が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。																
第5章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																
第6章 施工																	
1. 一般事項																	
(1) 共通事項	工事施工に先立ち工事区域を確認し、施工に伴う被害等が起きないように施工計画書を樹立しなければならない。また貯水池内進入路には門扉があり、1日の作業終了後、必ず施錠すること。																
(2) 検測又は確認 (施工段階確認)	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期については、受発注者の協議により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の実施については、「近畿農政局土木工事共通事項書14. 工事現場等における遠隔確認について」により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>背水対策工</td><td>掘削土量</td><td>着手前、掘削完了後</td><td></td><td></td></tr><tr><td>流木処理工</td><td>処分量</td><td>集積時及びDT積込時</td><td></td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考	背水対策工	掘削土量	着手前、掘削完了後			流木処理工	処分量	集積時及びDT積込時			
工種	確認内容	確認時期	遠隔確認対象	備考													
背水対策工	掘削土量	着手前、掘削完了後															
流木処理工	処分量	集積時及びDT積込時															
2. 背水対策工（堆積土砂搬出）	共通仕様書第1編 1-1-26により背水対策工の出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。出来形数量の結果を監督職員に提出しなければならない。 土捨て場については全体位置図に示すとおりであり、詳細は別途監督職員と協議するものとする。また、土捨て場では整地を行うことを想定している。																
3. 流木処理工	流木処理位置は詳細平面図で示すとおりであり、詳細は別途監督職員と協議するものとする。 ダム湖内進入路の維持管理は受注者の責任において行わなければならない。 本工事は、ダム湖内での作業であるため場所によっては地盤が緩んだ箇所も存在することから、作業に当たっては十分注意すること。																
4. 建設資材廃棄物等の搬出	本工事で処理する建設資材廃棄物等は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 また、受注者の都合により処理場を変更する場合においても監督職員と協議するものとする。 <table><tr><th>項目</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr><tr><td>流木（幹・根）</td><td>川上村 森林組合</td><td>奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2</td><td>8:30～17:00</td><td>再資源化 施設業者</td></tr></table>	項目	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	流木（幹・根）	川上村 森林組合	奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2	8:30～17:00	再資源化 施設業者						
項目	処理施設名	住所	受入時間	事業区分													
流木（幹・根）	川上村 森林組合	奈良県吉野郡 川上村西河坂呑 18-2	8:30～17:00	再資源化 施設業者													
第7章 施工管理																	
1. 主任技術者の資格	主任技術者は建設業法第7条第2号イ、ロ又はハ（土木工事業）の何れかに該当する者でなければならない。																
2. 施工管理	共通仕様書第1編 1-1-30により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。																

項 目	内 容	備 考						
第8章 天災その他 不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。							
第9章 条件変更の 補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 1) 想定する土質に相違があった場合 2) 予想しない湧水及び地下水の噴出があった場合 3) 建設資材廃棄物等の数量に変更があった場合 4) その他本仕様書に定めのないもの							
第10章 情報化施工 技術の活用について	本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局整備部設計課）に基づき、情報通信技術の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、受注者の発議により、小規模土工に関する起工測量、設計図書の精査、施工、出来形管理等の施工管理及びデータ納品の全て又は一部において、情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」（受注者希望型）である。							
1. 適用								
2. 協議・報告	受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出（施工数量や現場条件の変更による変更施工計画書の提出を含む。）までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合、実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨発注者に報告するものとする。							
3. 使用する機器・ ソフトウェア	情報化施工技術を活用するに当たり使用する機器及びソフトウェアは、受注者が調達すること。また、施工に必要な施工データは、受注者が作成するものとする。 使用する機器、ソフトウェア及びファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。							
4. 貸与資料	基本設計データ及び3次元設計データの作成に必要な貸与資料は下表のとおりである。このほか、必要な資料がある場合は、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。 なお、貸与を受けた資料については、工事完成時までに監督職員へ返却しなければならない。 <table border="1"> <tr> <td></td><td>貸与資料</td><td>備考</td></tr> <tr> <td>1</td><td>令和5年度大迫ダム背水対策及び流木処理工事完成図書</td><td></td></tr> </table>		貸与資料	備考	1	令和5年度大迫ダム背水対策及び流木処理工事完成図書		
	貸与資料	備考						
1	令和5年度大迫ダム背水対策及び流木処理工事完成図書							
5. 確認及び検査	受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用T S等光波方式等を準備しなければならない。							
6. 電子納品	受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき提出しなければならない。							
7. 情報化施工技術 の活用に必要な費用	1) 情報化施工技術の活用に必要な費用については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき計上することとする。 2) 受注者は、発注者から依頼する歩掛、経費等の見積書提出に協力しなければならない。また、発注者の指示により歩掛調査等の調査を実施する場合には協力しなければならない。							

項 目	内 容	備 考
第 11 章 BIM/CIM 活用工事について		
1 BIM/CIM 活用工事	本工事は、BIM/CIM(Building/ Construction Information Modeling, Management)を導入することにより情報通信技術(ICT)の全面的活用を推進し、BIM/CIM モデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするBIM/CIM 活用工事(受注者希望型)である。 本工事は、契約後、施工計画書の提出までを標準として監督職員へBIM/CIM 活用について提案・協議を行い、協議が整った場合に、受注者希望型としてBIM/CIM 活用工事とすることができる工事である。 BIM/CIM 活用工事とした場合、以下 2. ～ 5. を実施することとする。	
2 定義	1) 情報化施工技術とは、情報通信技術(ICT)を工事の測量、施工、出来形管理等に活用することにより、従来の施工技術と比べ高い生産性と施工品質の実現が期待される施工システムであり、国営土地改良事業等の工事において、積極的な活用を図るものである。その実現に向けてBIM/CIM を活用した工事(BIM/CIM 活用工事)を実施することとする。 2) BIM/CIM 活用工事とは、建設生産・管理システムの施工プロセスの各段階において、BIM/CIM モデルを活用する工事である。対象工種(構造物)は小規模土工とする。 イ BIM/CIM モデルを活用した検討の実施 ウ BIM/CIM モデルの照査 エ BIM/CIM モデルの納品	
3 BIM/CIM を活用した検討等	BIM/CIM を活用した検討等を 3.1 に基づき実施する。 また、当該BIM/CIM 活用に係る施工計画書を 3.2 に基づき作成する。施工計画書に記載された内容について実施状況に合わせて更新するとともに、BIM/CIM の実施に係る内容について変更があった場合には施工(変更)計画書を提出する。 実施結果についてはBIM/CIM 実施報告書としてBIM/CIM モデルとともに納品することとする。	
3.1 BIM/CIM を活用した検討等の具体的な内容	1) BIM/CIM モデルを活用した検討の実施 BIM/CIM モデルを活用して以下の項目を検討する。BIM/CIM モデルの作成の際、調査設計段階の上流工程から受け渡された情報(例えば、測量データ、地形データ、地質・土質モデル、線形データ、上流工程で作成した構造物、土工形状の 3 次元モデル、統合モデル等)がある場合、適切に活用を図ること。 なお、これらの検討を実施する際、情報共有システムの活用等により、手戻りなく検討を進められるよう努める。 ア BIM/CIM を活用した監督・検査の効率化 イ BIM/CIM を活用した変更協議等の効率化 ウ リスクに関するシミュレーション(地質、騒音、浸水、既設構造物への影響等) エ 対外説明(関係者協議、住民説明、広報等) オ その他 カ ア～オの検討等を目的とした既存地形及び地物の3次元データ 2) BIM/CIM モデルの照査 作成したBIM/CIM モデルの照査を実施する。具体的には、事前協議において決定したBIM/CIM モデルの目的、作成・更新の範囲、詳細度、ファイル形式で作成されているか、ねじれや離れ等の不整合がないか等について確認する。	

項 目	内 容	備 考
3.2 施工計画書	3) BIM/CIM モデルの納品 1) ～ 2) の成果について、「設計業務等の電子納品要領(案)」に基づき、以下のデータを標準としてDVD-R 等(一度しか書き込みできないもの。容量に応じて適切な電子媒体を選択する。)に記録し、電子成果品として2部納品する。 ア BIM/CIM モデルデータ イ BIM/CIM 実施計画書、実施(変更)計画書 ウ BIM/CIM 実施報告書 3.1 1) に基づくBIM/CIM 活用について、以下の(1) ～ (8) の内容を記入する。また、併せて「BIM/CIM モデル作成事前協議・引継書シート」に事前協議時の必要事項を記入する。 (1) 検討体制 (2) 工程表(BIM/CIM モデルの段階確認を行う時期を含む。) (3) BIM/CIM を活用した検討等の実施項目 (4) BIM/CIM モデル作成・更新の対象範囲及びデータファイル(地形モデル、土工形状モデル、構造物モデル、統合モデル等) (5) BIM/CIM モデルの種類(サーフェス、ソリッド等) (6) BIM/CIM モデルの詳細度 (7) 付与する属性情報及び参照資料(属性情報及び参照資料の内容、付与方法、付与情報の更新方法等) (8) BIM/CIM モデル作成・更新に用いるソフトウェア、オリジナルデータの種類の	
3.3 BIM/CIM 実施報告書	3.1 1) に基づく検討について、成果物一覧、納品ファイル形式等とともに、以下の(1) ～ (5) の内容を記入する。また、併せて、納品時の必要事項の内容を確実に次工程に継承できるようにする。 (1) BIM/CIM モデルを活用した検討の実施概要(必要に応じて図を添付) (2) 創意工夫内容 (3) BIM/CIM 活用効果 (4) 基準要領に関する改善提案(ある場合) (5) ソフトウェアへの技術開発提案事項(ある場合)	
4 使用機器	上記3を実施するために使用する機器類は、受注者が調達すること。BIM/CIM モデルの表示、編集に使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、NNガイドラインや『情報化施工技術の活用ガイドライン(別紙)』点群処理ソフトウェアの機能と要件(別紙-1)3次元設計データ作成ソフトウェアの機能と要件(別紙-2)に掲載されている機能と要件を参考に、事前に監督職員と協議してBIM/CIM 実施計画書に記載することとする。 発注者は、BIM/CIM モデルの作成・更新に必要な、実施設計において作成したCAD データ等を受注者に貸与する。 また、BIM/CIM 活用工事を実施する上で有効と考えられる実施設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与することとする。貸与する資料等は以下のとおり。 ・令和5年度大迫ダム背水対策及び流木処理工事完成図書(PDFファイル)	
5. 疑義	本特別仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議することとする。	

項 目	内 容	備 考
第 12 章 BIM/CIM 活用工事の費用について	1) BIM/CIM 活用工事で実施する項目については、前条第3項、第4項に示す内容を想定しており、当初、予定していた実施項目から変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 2) BIM/CIM 活用工事の設計変更に係る費用については、「施工計画書」に基づいた見積書の提出を求め、妥当性を確認したうえで計上する。 なお、見積書提出後、契約書第18 条(条件変更等)及び第19 条(設計図書の変更)の規定による変更等が生じたことにより、「施工計画書」の変更が必要となった場合の費用負担等は、発注者と受注者が協議して定めることとする。 3) 上記により難い場合の費用負担等については、監督職員と協議のうえ、定めることとする。	
第 13 章 その他		
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第 1 編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R 等）正副 2 部 ・工事完成図書の出力 1 部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. 週休 2 日による施工	1) 本工事は、月単位の週休 2 日以上達成を前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、選択結果について発注者と協議した上、週休 2 日による施工を行わなければならない。 なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。 2) 「週単位の週休 2 日」とは、対象期間のすべての週において、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら 2 日以上現場閉所を行うことは可能とする。「月単位の週休 2 日」とは、対象期間において、すべての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。 なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 1 2 月 2 7 日から 1 月 4 日までの 9 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1 日を通して現場作業が行われない状態をいう。 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 ③ 降雨、積雪塔による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 3) 週休 2 日（4 週 8 休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、契約後、週単位又は月単位の週休 2 日の取組について工事着手前に選択し、週休 2 日の実施計画書を作成し、監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休 2 日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休 2 日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。	

項 目	内 容	備 考												
	③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 4) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 5) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。 ① 補正係数 <table border="1"> <tr> <th></th><th>週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上</th><th>月単位の週休2日 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上</th></tr> <tr> <td>労務費</td><td>1.02</td><td>1.02</td></tr> <tr> <td>共通仮設費（率分）</td><td>1.05</td><td>1.04</td></tr> <tr> <td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.05</td></tr> </table> ② 補正方法 当初積算において、月単位の週休2日の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。 なお、発注者は工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じて、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき精算変更を行う。週単位の週休2日を達成した場合は、上記①に示す週単位の補正係数による補正を行い増額変更し、月単位の週休2日を達成できない場合は、補正を行わずに減額変更する。 また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「近畿農政局工事成績等評定実施要領」（以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7.法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。		週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上	月単位の週休2日 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上	労務費	1.02	1.02	共通仮設費（率分）	1.05	1.04	現場管理費（率分）	1.06	1.05	
	週単位の週休2日 現場閉所1週間に2日以上	月単位の週休2日 現場閉所率28.5% (8日/28日)以上												
労務費	1.02	1.02												
共通仮設費（率分）	1.05	1.04												
現場管理費（率分）	1.06	1.05												

項 目	内 容	備 考
3. 熱中症対策に係る費用の計上	1) 本工事は、次の熱中症対策を実施する場合のリース費用等を設計変更により対応する試行工事である。 ア 遮光ネット（足場に設置するものに限る） イ ドライミスト ウ 暑さ指数（WBGT値）の計測装置 2) 1) の熱中症対策を実施する受注者は、施工計画書に熱中症対策の内容を記載し、監督職員へ提出する。 3) 設置期間等については、気象庁の過去の気象データ検索サイト（URL：https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php）における、工事現場から最寄りの地点で前年に月最高気温が25℃以上を記録した月数を参考に設定するが、これによりがたい場合は監督職員と協議することとする。 （別表） 一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率に含まれる項目） ・作業場用大型扇風機 ・作業場換気用送風機 ・エアコン、シャワー室、給水機、冷蔵庫、製氷機 ・熱中飴、タブレット、経口補水液の常備 ・遮光チョッキ、空調服 等	
4. 施工箇所が点在する工事の適用	1) 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『十津川紀の川地区（入之波）、十津川紀の川地区（東川）、十津川紀の川地区（伯母谷）（以下、施工箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。 2) 本工事における共通仮設費の金額は、施工箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、施工箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。 なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、施工箇所ごとに設定する。一般管理費については、施工箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。 3) 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督職員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。調査票は、工事終了後速やかに監督職員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする	
第 14 章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和 7 年度

十津川紀の川直轄管理事業

大迫ダム背水対策及び流木処理工事

工 事 数 量 表
【当初】

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)掘削工				
掘削		m3	200	概
土砂等運搬		m3	200	概
2. 仮設工				
(1)安全費				
交通誘導警備員		人	12	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1)作業残土処理工				
整地		m3	200	概
2. 仮設工				
(1)安全費				
交通誘導警備員		人	6	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工				
(1) 流木処理工				
集積工		空m3	180	概
積込工		空m3	180	概
運搬・処理工	流木（幹）	空m3	90	概
運搬・処理工	流木（根）	空m3	90	概
2. 仮設工				
(1) 安全費				
交通誘導警備員		人	1	